

教育を取り巻く環境と今後求められる教育施策等について

1 教育を取り巻く環境について

(1) 社会潮流

① 子どもを取り巻く環境の変化

家族形態の変容、雇用形態・勤務形態などライフスタイルやワークスタイルの多様化を背景に、子どもの成長を支える環境は大きく変化しています。家庭においては、三世代世帯が減少し、ひとり親世帯が増加するなど核家族化が進展するとともに、共働き世帯が増加しています。また、地域社会においては、地域のつながりや人間関係が希薄化するなど、子育てを助けてくれる人や子育てについて相談できる人がそばにいないという状態が見られ、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。情報化の進展により、子どもがスマートフォンをはじめとしたインターネット接続機器を利用する機会が増えています。あらゆる分野の多様な情報に触れることや、さまざまな人とのコミュニケーションが容易になる一方、スマートフォン等への依存傾向、インターネット等を通じたいじめ、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を通じた犯罪被害などさまざまな問題が生じています。

② 技術革新の進展

2030年頃にはIoT（Internet of Things：モノのインターネット）やビッグデータ、AI（Artificial Intelligence：人工知能）等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変える「超スマート社会（Society 5.0）」の到来が予想されています。

「Society 5.0」とは、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会を指すもので、内閣府の定義によれば、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」です。少子高齢化・地域格差・貧富の差などの課題を、最新テクノロジーの活用によって解決し、一人一人が快適に暮らせる社会の実現を目指します。この新時代の到来は、生産・流通・販売、交通、健康・医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等を伴います。

技術革新等が一層進む社会においては、多様な人と協働でき、主体的に行動できること、また人間ならではの感性や創造性を発揮し新しい価値を創造できる人材が求められます。

③ グローバル社会の進展

情報通信や交通手段等の技術革新により人々の生活圏は急速に広域化しており、グローバル化が加速しています。このような中、我が国の伝統と文化を尊重し、ふるさとを愛する心を養うとともに、異文化を理解し、国際的視野に立って主体的に行動し、多様な人々と共に生きる態度を養うなど、グローバルに活躍する人材の育成を図ることが重要となってきます。

④ 持続可能な社会への意識の高まり

東日本大震災などの大規模な地震や台風、ゲリラ豪雨など自然災害が相次いで発生しています。本町においても、平成28年10月21日午後2時7分に発生した鳥取県中部地震（震度6弱、マグニチュード6.6）を契機に、防災に対する町民の意識は高まっています。学校施設

の防災機能の強化とともに、児童・生徒、町民への防災教育をはじめ、地域全体で防災力を高めていくことが必要です。

また、平成 27 年（2015 年）9 月に国連持続可能な開発サミットが開催され、2030 年までの行動計画として、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGs は、世界中の「誰ひとり取り残さない」という基本理念のもと設定された国際社会全体の普遍的目標です。教育活動の展開にあたっては SDGs との関係性を意識し行うことが求められます。

⑤少子高齢化、人口減少の進展

少子高齢化、人口減少の進展に伴って、前記、世帯構造の変化、地域コミュニティの弱体化等による体験活動機会の減少など、子どもたちの人間関係力や社会性等の育成が懸念されている。今後は、地域の主体的な参画の下、子どもの学びや育ちを支える体制を確立するなど、学校と地域の連携・協働を推進することが重要である。また、学校教育に限らず、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することにより、地域の維持発展の担い手となる人材を育成することが求められています。

⑥生活意識の変化と価値観の多様化

近年は、家族形態や雇用環境の変容などにより、ライフスタイルや価値観の多様化をもたらし、心の豊かさや一人一人の個性を尊重する傾向が一層強まっています。

家族形態や就労形態などライフスタイル全般に及ぶ価値観の多様化は、自らにふさわしい生き方を幅広く選択することを可能にする一方で、集団や地域社会での連帯意識の希薄化や、あくまでも個人を優先させようとするなどの意識の変容をもたらしています。

このような変化が、家庭・社会の教育力の低下や子どもたちの生活習慣の乱れ、体力・運動能力の低下に影響を与えていることが指摘されています。

このため、子どもたちの健やかな成長を育むための基本的な生活習慣の確立や体力等の向上に取り組む必要があり、それと同時に、すべての人々が自らの価値観やライフスタイルに応じて多様な学習活動を継続できるよう、環境の整備を進めていくことが求められています。

⑦生涯学習の推進

医療体制の充実や医学の進歩、生活水準の向上等によって、今後、平均寿命は著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測されています。

前出、「超スマート社会（Society 5.0）」の到来とともに、社会が大きな転換点を迎えるにあたり、生涯学習の重要性は一層高まっています。すべての人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を生かすことができる仕組みづくりが求められます。生涯学習の一環として、変化の激しい社会に対応するための新たな知識や技能、教養の習得、また 出産や子育て等、女性のライフステージに対応した活躍支援、若者の活躍促進等を目的に、社会人の学び直しの推進が求められています。生涯学習社会の実現に向け、多くの大学においては、大学での教育と研究の成果を地域住民などに学習機会として提供する公開講座が開講されています。また、地域住民にとって身近な公民館や図書館、博物館等の社会教育施設を拠点とした生涯学習の取組が進められています。

社会教育施設は地域の学習活動の拠点のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点など幅広い役割が期待されています。また、文化財については、文化財保護法の改正により、保護のみならず活用についても重視する方向性となりました。学校教育との連携を更に充実させるとともに、観光・地域振興・まちづくり分野などを担う他の部局等と連携を強化していくことが求められています。

(2) 国等の動向

① 第3期教育振興基本計画

平成30年(2018年)6月に閣議決定されました。第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するため、生涯学習社会の構築をめざすという理念を引き継ぎつつ、2030年以降、技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくための教育政策のあり方が示されています。今後の教育政策においては、教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを中心に据えて取り組むこととし、5つの基本的な方針が示されています。

鳥取県も「自立して心豊かに生きる未来を創造する鳥取県の人づくり」を基本理念として、第3期鳥取県教育振興基本計画を策定しました。大きな変革が予想される社会において、子どもたちが力強く生きていくために必要となる力を、「主体的な学びや多様な人との協働を通じ、新たな価値を創造していく力」であるとし、これを4つの力と姿勢、「自立して生きる力」「豊かな心と健やかな体」「社会の中で支え合う力」「ふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力」として今後5年間の教育施策の計画を立てています。

★国の示す5つの基本方針

■夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

- * 確かな学力の育成 * 豊かな心の育成 * 健やかな体の育成
- * 問題発見・解決能力の修得 * 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

■社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成

- * グローバルに活躍する人材の育成 * スポーツ・文化等、多様な分野の人材の育成
- * 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

■生涯学び、活躍できる環境の整備

- * 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進 * 障がい者の生涯学習の推進
- * 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
- * 職業に必要な知識やスキルを、生涯を通じて身につけるための
社会人の学び直しの推進

■誰もが社会の担い手となるための学びのセーフネットの構築

- * 家庭の経済状況や地理的条件への対応 * 多様なニーズに対応した教育機会の提供

■教育政策推進のための基盤整備

- * 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等
- * ICT利活用のための基盤の整備 * 安全・安心で質の高い教育環境の整備
- * 児童生徒等の安全の確保 * 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化
- * 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革

②新学習指導要領の全面实施

平成 29 年（2017 年）3 月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が改訂され、幼稚園は平成 30 年度（2018 年度）から、小学校は令和 2 年度（2020 年度）から、中学校は令和 3 年度（2021 年度）から、それぞれ全面实施されます。新学習指導要領では、持続可能でよりよい社会のづくり手として期待される子供たちに求められる資質・能力を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしています。「主体的・対話的で深い学び」や、「カリキュラム・マネジメントの確立」を重視し、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の 3 つの力をバランスよく育むことなどが示されています。（詳細は後述。）

③教育委員会制度の改正

平成 27 年（2015 年）4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法が施行され、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を目的に、教育 委員長と教育長を一本化した新しい「教育長」の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、「総合教育会議」の設置、首長による教育に関する「大綱」の策定などが定められました。

④いじめ防止に向けた取組

全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成 25 年（2013 年）に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。平成 29 年（2017 年）には「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義の解釈の明確化や学校基本方針に基づく対応の徹底、いじめへの組織的な対応の必要性や、スクールカウンセラー、弁護士等の専門家が参加して対応することが示されています。同時に、いじめの重大事態への対応や調査の方針を示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

⑤特別支援教育の推進

平成 26 年（2014 年）1 月に批准された「障害者の権利に関する条約」により、共生社会の形成に向け、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の構築が提唱されました。また、障がいを理由とする差別を禁止した「障害者差別解消法」（平成 28 年（2016 年）4 月施行）では、国公立の学校に対して、障がいのある子どもに対する合理的配慮の提供を義務づけており、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の一層の充実が求められています。

⑥子どもの貧困対策

深刻化する子どもの貧困問題を受け、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的に平成 26 年（2014 年）1 月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。子どもの将来が生まれ育った環境により左右されることのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策

が重要であることが示されました。令和元年（2019年）6月には同法が改正され、市町村に対し貧困対策計画を策定する努力義務が課され、大綱の記載事項の拡充などが図られました。

⑦チームとしての学校のあり方

社会や環境の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会も変容する中で、生徒指導に関わる課題などが複雑化、多様化し、学校や教職員だけでは十分に解決できない課題が増えてきました。こうした背景のもと、平成27年（2015年）12月に中央教育審議会により「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について（答申）」が取りまとめられました。教職員に加え、多様な価値観や経験を有する人材がそれぞれの専門性に応じて、学校運営に参画することで、学校の教育力・組織力を、より効果的に高めていくことがこれからの時代には不可欠であるとの考えのもと、「チームとしての学校」を実現するために、①専門性に基づくチーム体制の構築、②学校のマネジメント機能の強化、③教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図る必要性が示されています。

⑧これからの学校教育を担う教職員の資質能力の向上

平成27年（2015年）12月に中央教育審議会により「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」が取りまとめられました。これからの教職員に求められる資質能力として、自律的に学ぶ姿勢や、情報を収集し取捨選択し活用する能力、社会環境の変化に応じ、新たな課題へ対応する力、そして、多様な専門性を持つ人材と連携し、組織的・協働的に課題解決に取り組む力などが挙げられています。そうした資質能力の向上に向け、養成内容、採用段階、現職研修の3段階での改革が示されています。

⑨学校における働き方改革の推進

働き方改革関連法の成立により、労働者の時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善を図ろうとする気運が高まり、学校においても、教職員の業務が多岐多様にわたり、長時間勤務となっている実態から、働き方改革は急務となっています。

平成31年（2019年）1月に中央教育審議会により、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられました。答申においては、これまでの教職員の働き方を見直し、学校における働き方改革を推進するにあたり、①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進、②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、③学校の組織運営体制のあり方、④教師の勤務のあり方を踏まえた勤務時間制度の改革、⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備等について、総合的な方策が提言されました。

令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部が改正され、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関して、令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」として告示されました。鳥取県においても、当該指針を踏まえ、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の改正が行われ、本町においても教育職員が正規の勤務時間及びそ

れ以外の時間に行う業務の量等を管理するための措置について定める「湯梨浜町立学校の教育職員の業務量等に関する規則」を新設するとともに、同規則の運用に関する詳細等について「湯梨浜町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定しました。

⑩新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭の増加に伴い、多くの家庭が小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方の問題に直面する「小1の壁」が生じています。これを打破するとともに、すべての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年(2014年)7月に厚生労働省及び文部科学省は、「放課後子ども総合プラン」を策定しました。このプランでは、学校施設を活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進することや、放課後児童クラブの受け皿の整備方針等が示されました。平成30年(2018年)9月には、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消等をめざす「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

2 新学習指導要領について

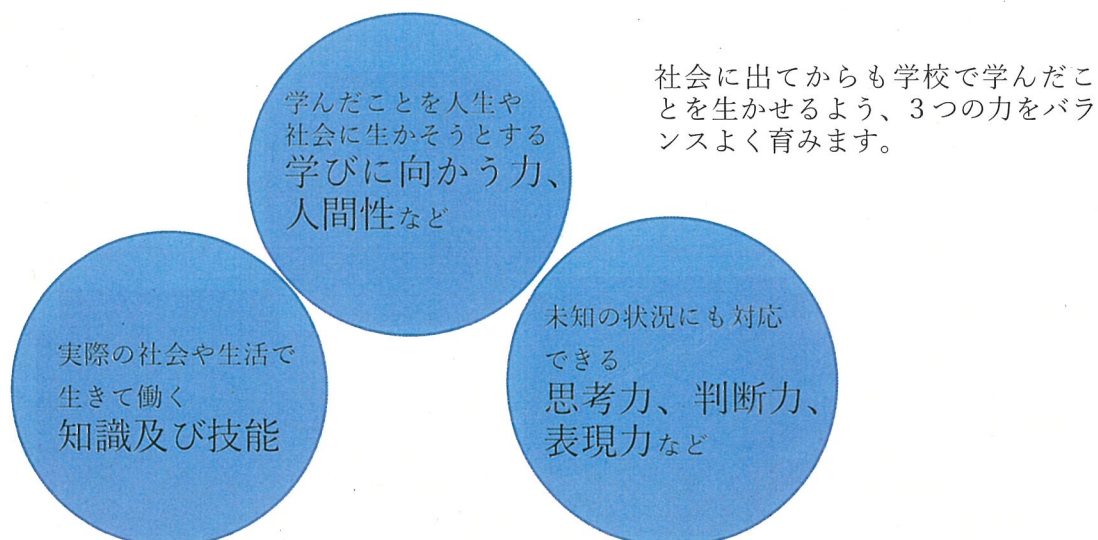
(1)「生きる力 学びの、その先へ」

学校で学んだことが、子どもたちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい。これからの社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。そして明るい未来を共に創っていききたい。

新しい学習指導要領は、これまでに大切にされてきた、子どもたちに「生きる力」を育むという目標を継続していきますが、一方で、社会の変化を見据え、新たな学びへの進化をめざしています。

(2)めざす3つの柱

新しい時代を生きる子どもたちに必要な力が3つの柱として整理されました。「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、すべての教科で3つの柱に基づく子どもたちの学びを後押しします。



(3)主体的・対話的で深い学び

子どもたちに「生きる力」を育むため、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」が大切になります。そのために、「どのように学ぶか」が重要になってきます。「主体的な学びになっているか」「対話的な学びになっているか」「深い学びになっているか」、いわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善を行っていきます。

(4)学習内容

新たに新設・変更されたものもありますし、変更がなかった教科等についても、育成をめざす資質・能力を明確化して授業改善を行っていきます。

以下が、新たに取り組むこと及び重視していくものです。

①プログラミング教育

コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習します。

②外国語教育

「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力を総合的に育みます。

③道徳教育

自分ごととして「考え、議論する」授業などを通じて道徳性を育みます。

④言語能力の育成

国語科を要として、すべての教科等で子どもたちの言葉の力を育みます。

⑤理数教育

観察、実験などにより科学的に探究する学習活動や、データを分析し、課題を解決するための統計教育を充実します。

⑥伝統や文化に関する教育

我が国や強度が育んできた伝統や文化を学びます。

⑦主権者教育

社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画する力を育みます。

⑧消費者教育

契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習し、自立した消費者として行動する力を育みます。

⑨特別支援教育

幼児期から高等学校段階まで、すべての学校で障がいに応じた指導を行い、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばします。

(5)新学習指導要領の基本的な理念＝社会に開かれた教育課程

社会とのつながりの中で学ぶことで、子どもたちは自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができます。このことは変化の激しい社会において、子どもたちが困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になります。そのために、これからの学校には、社会と連携・協働した教育活動を充実させることがますます求められます。

「資質・能力の3つの柱」「カリキュラム・マネジメント」など、新しい学習指導要領における重要な事項のすべての基盤となる考え方が「社会に開かれた教育課程」です。よりよい学校

教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、これからの社会を創り出していく子どもたちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、地域と連携・協働しながらめざすべき学校教育を実現します。

(6)カリキュラム・マネジメントの確立

「カリキュラム・マネジメント」とは、「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わるさまざまな取り組みを、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことを示します。学校の教育資源（人、物、お金、情報、時間など）をうまく活用し、地域社会の協力を得ながら、一緒に子どもの成長を支えることをめざします。